第百十四条の見出し中「並びに」の下に「特定離島港湾利用調整官及び」を加え、同条第一項中「環境情報調査官」を「特定離島港湾利用調整官及び環境情報調査官それぞれ」に改め、同条第二項第五号中「第四項及び第十五条第二項において」を「以下」に、「ことを」を「こと及び特定離島港湾利用調整官の所掌に属するものを」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　特定離島港湾利用調整官は、特定離島港湾施設の存する港湾の利用に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十条の見出しを「（地方航空活性化推進室並びに企画調整官及び地方航空支援企画調整官）」に改め、同条第一項中「企画調整官」を「地方航空活性化推進室並びに企画調整官及び地方航空支援企画調整官それぞれ」に改め、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　地方航空活性化推進室は、地域的な航空運送に係る事業の助成に関する事務（地方航空支援企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地方航空活性化推進室に、室長を置く。

第百二十条に次の一項を加える。

5　地方航空支援企画調整官は、命を受けて、地域的な航空運送に係る事業の助成に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十三条の見出し及び同条第一項中「空港周辺地域活性化推進室及び」を削り、「地方航空支援企画調整官」を「空港周辺地域活性化推進官」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を削り、同条に次の一項を加える。

5　空港周辺地域活性化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する対策に関する事業の事業計画及び実施に関する事務で特定事項に関すること。

二　空港等の設置及び管理に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関する企画及び立案に関すること。

第百二十五条の見出し及び同条第一項中「航空保安対策室並びに」を「航空保安対策室、」に改め、「空港保安防災企画官」の下に「、航空保安国際業務推進官」を加え、同条第四項中「事務（」の下に「航空保安国際業務推進官及び」を加え、同条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　航空保安国際業務推進官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空機の強取、破壊その他の航空に関する犯罪の防止のための対策に係る国際的な基準に関する特定事項についての企画及び立案並びに国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百二十六条の見出し中「並びに」の下に「運航基準高度化企画調整官」を加え、同条第一項中「航空事業安全推進官」を「運航基準高度化企画調整官及び航空事業安全推進官それぞれ」に改め、同条中第十七項を第十八項とし、第十二項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「事務（」の下に「運航基準高度化企画調整官及び」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「事務」の下に「（運航基準高度化企画調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　運航基準高度化企画調整官は、航空機の航行の安全の確保に関する基準の高度化に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第百三十条の見出しを「（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）」に改め、同条第一項中「運用課に、」の下に「航空情報・飛行検査高度化企画室、」を加え、「及び飛行検査官三十九人以内」を削り、「航空情報センター」の下に「及び飛行検査センター」を加え、同条中第三項から第七項までを削り、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　航空情報・飛行検査高度化企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空情報（電話による航空通信により提供するものを除く。以下この条において同じ。）の提供の方式の高度化に関すること（交通管制企画課及び運用調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備に関すること（飛行検査センターの所掌に属するものを除く。）。

3　航空情報・飛行検査高度化企画室に、室長を置く。

第百三十条第八項中「（電話による航空通信により提供するものを除く。）」を削り、「交通管制企画課」の下に「並びに航空情報・飛行検査高度化企画室」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第九項を第六項とし、第十項を第七項とし、同条第十一項中「（電話による航空通信により提供するものを除く。）」を削り、「交通管制企画課」の下に「並びに航空情報・飛行検査高度化企画室」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第十二項を第九項とし、第十三項を第十項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項を同条第十二項とし、同条に次の八項を加える。

13　飛行検査センターは、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務をつかさどる。

14　飛行検査センターは、常滑市に置く。

15　飛行検査センターに、所長及び飛行検査官三十七人以内を置く。

16　飛行検査官は、命を受けて、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務を分掌する。

17　飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席飛行検査官とする。

18　首席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する事務を統括する。

19　第十七項に規定するもののほか、飛行検査官のうちから国土交通大臣が指名する者三人を次席飛行検査官とする。

20　次席飛行検査官は、飛行検査官の所掌に属する事務の統括に関し、首席飛行検査官を補佐する。

第百三十三条の見出し及び同条第一項中「及び企画官」を「、企画官及び象徴空間施設企画官」に改め、同条に次の一項を加える。

6　象徴空間施設企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうちアイヌ文化の発展等を象徴する空間となる施設の設置及び管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

第百四十条第一項中「百五十一人」を「百六十人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百八十八号）の施行に伴い、並びに国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第百九十四条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土技術政策総合研究所組織規則の一部を改正する省令

国土技術政策総合研究所組織規則（平成十三年国土交通省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第百九十三条第一項各号」を「第百九十四条第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（港湾情報システム研究官）

第二十条の二　管理調整部に、港湾情報システム研究官一人を置く。

2　港湾情報システム研究官は、次に掲げる事務を整理する。

一　港湾の利用に係る情報システムに関する調査、研究及び開発に関する総合調整に関すること。

二　港湾の利用に係る情報システムに関する情報の収集、整理及び提供に関すること。